（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条の二の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であって同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従って小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であって同法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画に従って小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正前の商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であって同法第五条第一項の認定商店街活性化事業者の組合員又は所属員である小規模企業者等が同条第三項の認定商店街活性化事業計画に従って設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお従前の例による。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条を次のように改める。

第百二十九条　削除

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下この条において「旧東日本大震災財特法」という。）第百二十九条第一項の規定の適用を受けた旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であって旧設備資金貸付事業又は旧設備貸与事業に係るものの償還期間の延長並びに旧東日本大震災財特法第百二十九条第二項の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間及び旧設備貸与事業に係る対価の支払期間の延長については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の十九」を「第十八条の二十」に、「第十八条の二十―第十八条の二十四」を「第十八条の二十一―第十八条の二十五」に改める。

第十八条の十五第一項中「を施工しようとする者」を「の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十八条の十五第二項中「特定工事を施工する者」を「特定工事の発注者等」に改める。

第二章の四中第十八条の二十四を第十八条の二十五とする。

第十八条の二十三第二項中「第十八条の二十一」を「第十八条の二十二」に改め、同条を第十八条の二十四とする。

第十八条の二十二を第十八条の二十三とし、第十八条の二十一を第十八条の二十二とし、第十八条の二十を第十八条の二十一とする。

第十八条の十九の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」を「工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項」に改め、第二章の三中同条を第十八条の二十とする。

第十八条の十八を第十八条の十九とし、第十八条の十七を第十八条の十八とし、第十八条の十六の次に次の一条を加える。

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第十八条の十七　建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2　前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3　解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第二十六条第一項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4　第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第二十六条第一項中「、特定粉じん排出者」の下に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」を、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「、解体等工事に係る建築物等の状況」を加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に、「、特定工事」を「、解体等工事」に改める。

第二十八条の二第一号及び第三十三条の二第一項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。